

「(仮) 広域連携推進の指針(中間とりまとめ)」について

(1) 「(仮) 広域連携推進の指針」作成の目的

平成 23 年 3 月、「住み心地日本一の滋賀」を実現するため、滋賀県基本構想「未来を拓く 8 つの扉」を策定しました。

「(仮) 広域連携推進の指針」は、持続的な発展を目指す広域ブロック圏域において、県の存在感を高めるとともに、基本構想の未来戦略に掲げる「4 つの姿」の実現につながる連携を推進するため、特に中部・北陸圏における広域連携推進の方向性や視点についてまとめるものです。

(2) 「(仮) 広域連携推進の指針」の期間

滋賀県基本構想の計画期間である、平成 26 年度までとします。

(3) 具体的な取組の推進

本指針に掲げる広域連携推進の方向性や視点に沿って、近隣府県との具体的な連携施策を検討し、取組を進めます。

(4) スケジュール

【これまでの経過】

平成 23 年 1 月	広域行政推進会議*設置
3 月	具体的な連携施策について議論
5 月	具体的な連携施策をまとめる
6 月	県政世論調査「広域行政について」実施
8 月	有識者との意見交換
9 月	有識者との意見交換
平成 24 年 2 月	「(仮) 広域連携推進の指針(たたき台)」について議論 平成 24 年度以降の連携施策の行程をとりまとめ
6 月	「(仮) 広域連携推進の指針(中間とりまとめ)」をまとめる

【今後の予定】

平成 24 年 7 月	政策・土木交通常任委員会において報告
7 月	市・町への意見照会
9 月	「(仮) 広域連携推進の指針(最終案)とりまとめ 平成 25 年度以降の連携施策の行程をとりまとめ

※広域行政推進会議 (H23.1.7 設置、議長: 総合政策部長)

知事直轄組織、総合政策部、総務部、琵琶湖環境部、健康福祉部、商工観光労働部、農政水産部、土木交通部、教育委員会事務局の次長級職員で構成する会議